

神奈川労働保険 指導協会だより

平成十九年
夏季号

編集と発行

〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-97
労働保険事務組合 神奈川労働保険指導協会
TEL 045-625-3616(代)
FAX 043-625-3617
E-mail: info@kanagawa-rouho.com
URL http://www.kanagawa-rouho.com

業務案内

労働保険(雇用保険・労災保険)法に基づく諸業務、給付請求、労働保険料徴収納付、その他事務指導



平成19年度2期労働保険料の納期です

指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます。

～ 雇用保険の受給資格要件が変わります～

現在は、雇用保険失業給付を受給するのに必要な雇用保険の被保険者期間は、被保険者区分(正社員等の一般被保険者かパート・アルバイト等の短時間被保険者)によって異なりますが、平成19年10月1日以降の退職者は被保険者区分によるものではなく**離職理由によって失業保険受給に必要な雇用保険被保険者期間が変わります。**

改正前と改正後の違いは以下の表をご参照下さい



	離職理由	改正後、受給に必要な被保険者期間	現在、受給に必要な被保険者期間
一般被保険者 (正社員)	自己都合	離職の日以前2年間に11日以上働いた月が 12ヶ月以上	離職の日以前1年間に14日以上働いた月が 6ヶ月以上
	会社都合	離職の日以前1年間に11日以上働いた月が 6ヶ月以上	
短時間被保険者 (パート・アルバイト等)	自己都合	一般被保険者と同じ	離職の日以前2年間に11日以上働いた月が 12ヶ月以上
	会社都合		

現在、週の労働時間が30時間以上の一般被保険者(正社員等)と、20時間以上30時間未満の短時間被保険者(パート・アルバイト等)の間で被保険者を区別していますが、改正後はこの区分が一本化され週の労働時間が20時間以上の方は全員雇用保険の対象となります。

《育児休業給付の給付率が50%に上がりました》

～ 育児休業法の概要 ～

1歳未満の子を養育する労働者(男女とも)に対して、その子が1歳(保育所に入れない場合や配偶者が傷病等により子を養育出来ない場合は1歳6ヶ月)に達するまでの間、育児休業を取る権利を与えるとともに事業主に勤務時間の短縮などの処置を義務付けた法律です。

平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までを対象として、**育児休業給付率が休業前平均賃金の40%から50%に引き上げられました。**

【旧】 休業期間中の給付率30% + 職場復帰の6ヶ月後に支給される復帰金給付率10% = 合計 40%



【新】 休業期間中の給付率30% + 職場復帰の6ヶ月後に支給される復帰金給付率20% = 合計 50%

職場復帰給付金は、職場復帰の6ヶ月後に支給されます。

受給要件等、ご不明な点は当協会までお問い合わせ下さい。



ご質問等がありましたら、当協会までご連絡下さい。